

社会福祉法人町田市社会福祉協議会 福祉サポートまちだ事業充実具体化委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人町田市社会福祉協議会は、福祉サポートまちだ事業充実検討委員会における検討結果をより具体的な取り組みとしていくための検討の場として、福祉サポートまちだ事業充実具体化委員会（以下「具体化委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は「福祉サポートまちだの今後の取り組みの方向性と実施時期について（以下「今後の取り組み」という。）」に記載された事項について、実践可能な仕組みに向けた検討をおこなう。

(1) その他、「今後の取り組み」実現に向けて必要な事項の検討をおこなう。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者の中から、会長が委嘱する12名以内の委員をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 福祉サポートまちだ事業充実検討委員会の委員であった者

(3) その他、会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第5条 具体化委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 具体化委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(成立)

第7条 具体化委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、委員長を除く出席委員の過半数の賛成をもって決定し、賛否同数

の場合は委員長がこれを決定する。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第 9 条 委員の報酬は、会議 1 回あたり 10,000 円 (税込) とする。

(庶務)

第 10 条 具体化委員会の庶務は、本会福祉サポートまちだにおいて処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 26 日制定